

加盟団体長 様

公益財団法人千葉県スポーツ協会
理事長 大野 敬三
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う各加盟団体が主催する事業等の取り扱いについて (通知)

日頃より、本県のスポーツ推進に、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、これまで新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言発出により、各加盟団体が実施する事業について、原則中止または延期をお願いしてきたところですが、5月26日の緊急事態宣言の解除に伴い、今後について以下の通り対応をお願いすることとしました。

つきましては、関係者並びに関係団体へも周知していただき、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

今後も国の動向や県の対応・対策を踏まえ、お知らせしている内容等に変更がありましたら、適宜通知いたします。

記

1 各加盟団体が主催する大会等の開催について

- ・緊急事態宣言は解除されたものの、未だ感染の収束に至っておらず、引き続き感染拡大防止に取り組む必要性と、長期の活動自粛による選手のコンディションを考慮し、引き続き6月末日までは原則中止、延期をお願いいたします。
- ・開催の必要性が高く、開催を検討する場合は、スポーツ庁及び県からの要請をもとに、日本スポーツ協会の定める「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、各中央競技団体が作成予定のガイドラインにより必要な感染予防策を講じるとともに、使用する施設の管理者とも十分協議し、感染のリスクを排除することが困難であると判断される場合は、開催を中止する。

2 各加盟団体が実施する練習会等について

- ・実施の検討にあたっては、その規模や必要性をもとに、上記のガイドラインに則って必要な感染予防策を策定するとともに、使用する施設の管理者とも十分協議し、感染のリスクを排除することが困難であると判断される場合は、実施を中止する。
- ・実施に際しては、上記の感染防止策を確実に実施して感染防止に努めるとともに、その内容をあらかじめ参加者に周知し、参加について同意を得る。
また、参加者のコンディションに配慮し適切な運動強度で実施することで、けがや熱中症の防止に努める。
- ・児童・生徒が参加する練習会等については、6月末日までの期間は実施しない。

3 添付資料

- ・「5月25日に決定された『新型コロナウイルス等緊急事態宣言』及び解除後の催物に関する対応等について」
令和2年5月26日 スポーツ庁
- ・「新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく協力要請について」
令和2年5月25日 千葉県
- ・「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」及び「同チェックシート」
令和2年5月29日改訂 公益財団法人日本スポーツ協会
- ・「安全に運動・スポーツをするポイントとは？」
令和2年5月22日 スポーツ庁

【問い合わせ先】

公益財団法人千葉県スポーツ協会

TEL 043-254-0023

FAX 043-254-0990